平成２２年（フ）第７４１号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿848番地
破産者　堀生千代子
1　決定年月日　平成23年３月31日
2　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月３日午前11時
水戸地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７４９号
茨城県水戸市堀町1197番地の１
債務者　有限会社宮住建設工業
代表者代表取締役　住谷　　修
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午前10時30分
水戸地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７５０号
茨城県常陸大宮市南町284番地の１
債務者　住谷　　修
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午前10時30分
水戸地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７３号
茨城県鉾田市子生295番地
破産者　有限会社佐藤庄衛商店
代表者代表取締役　佐藤　庄衛
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午後１時30分
水戸地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７９５号
茨城県鉾田市子生295番地
破産者　佐藤　庄衛
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午後１時30分
水戸地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１７５７号
福岡市中央区舞鶴１丁目３番16号グラフィックメゾン舞鶴７階
破産者　有限会社グランド・ケイ
異議申述期間　平成23年５月27日まで
平成23年３月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１８７号
福岡県太宰府市五条６丁目４番２号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市五条２丁目16番23号
破産者　冨永　孝久
異議申述期間　平成23年５月31日まで
平成23年３月31日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１８８号
福岡県太宰府市五条６丁目４番２号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市五条２丁目16番23号
破産者　冨永　延代
異議申述期間　平成23年５月31日まで
平成23年３月31日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７７３号
福岡市中央区白金２丁目13番14号
破産者　二宗塗装株式会社
異議申述期間　平成23年６月１日まで
平成23年４月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７７４号
福岡県久留米市東櫛原町1629番地、破産手続開始決定時の住所福岡県久留米市東櫛原町1927番地33
破産者　二宗　　明
異議申述期間　平成23年６月１日まで
平成23年４月１日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、１の異議申述期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第６４号
山口県長門市深川湯本1304番地３
破産者　植木　良一
1　異議申述期間　平成23年５月３日まで
2　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
平成23年４月４日　　山口地方裁判所萩支部

免責決定

平成１５年（モ）第１４２４号
（平成１５年（フ）第４２９号）
福岡県田川市大字猪国690番地
破産者　中野　光正
主文　破産者を免責する。
平成23年３月30日　福岡地方裁判所田川支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第２８５１号
福岡市早良区重留１丁目18番７―103号
破産者　宇田川虎志
1　決定年月日　平成23年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４６７号
福岡市中央区梅光園団地１番1007号
破産者　髙尾眞理枝（旧姓吉村）
1　決定年月日　平成23年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１００２号
神戸市長田区御屋敷通３丁目１番１号
清算株式会社　株式会社サンヨーマート
代表清算人　福岡　幸雄
1　決定年月日　平成23年４月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

包括的禁止命令

平成２２年（再イ）第６号
仙台市太白区八木山南６丁目２番地の１
再生債務者　株式会社カウ・ベル
主文　本件再生手続廃止後、破産廃止開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年４月１日
仙台地方裁判所第４民事部

監督命令

平成２３年（再）第８号
大阪府大阪市西成区玉出西２丁目20番65号
再生債務者　株式会社サトーセン
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区高麗橋４丁目４番９号　淀屋橋ダイビル２階　弁護士法人大阪西総合法律事務所　弁護士　石井　教文
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年３月30日
大阪地方裁判所第６民事部